

レジ袋の有料化について



プラスチックは非常に便利な素材です。成形しやすく、軽く丈夫で密閉性も高いため、製品の軽量化や食品ロスの削減など、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。一方で、廃棄物・資源制約、海洋プラスチックごみ、地球温暖化などの課題もあります。私たちはプラスチックの過剰な使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

このような状況をふまえ、7月1日より全国でプラスチック製買い物袋、いわゆるレジ袋の有料化が義務化となりました。これは、普段何気なくもらっているレジ袋を有料化することで、それが本当に必要なかを考え、私たちのライフスタイルを見つめ直すきっかけとすることを目的としています。

みなさんも、レジ袋有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩くなど、できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょ。

レジ袋有料化に関するお問い合わせ先

消費者向け  
☎05770・080180

暮らし

健康

事業者向け

☎05770・000930

▼問

住民課 生活環境グループ  
☎62・2147

固定資産評価審査委員会委員の再任について

三春町固定資産評価審査委員会委員の橋本とき子氏が再任されました。任期は令和2年5月1日から令和5年4月30日までです。

三春町固定資産評価審査委員会は3名の委員から構成され、固定資産課税台帳に登録された事項（評価額等）に対し不服申出があった場合、中立的・専門的な立場から不服の内容について審査・決定します。このことにより、適正かつ公平な価格の決定を保証し、固定資産税における課税の公平が図られます。

○三春町固定資産評価審査委員会の委員構成

宗像正英委員（大字蛇石）  
橋本とき子委員（大字北成田）  
影山福夫委員（大字下舞木）

▼問

総務課 庶務グループ  
☎62・2111



健康

国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証の更新

現在、使用している国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証の有効期限は7月31日までです。新しい高齢受給者証・被保険者証は7月末日までに郵送します。

★国民健康保険高齢受給者証  
対象者  
昭和20年8月2日から  
昭和25年7月1日までに  
生まれた方

★後期高齢者医療被保険者証  
対象者  
昭和20年7月31日までに  
生まれた方

後期高齢者医療限度額適用認定証の申請・更新受付

保険適用分における医療費などの支払いを、限度額適用認定証で軽減することができます。有効期限が7月31日の認定証をお持ちの方で、該当される方には申請書を7月下旬までに郵送します。引き続き必要な方は保健センターで申請してください。また、現在お持ちでない方も、所得が一定の条件を満たす方は、新たに発行することができますので、保健センターで申請してください。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

国民健康保険限度額適用認定証の申請・更新受付

保険適用分における医療費などの支払いを、限度額適用認定

証で軽減することができます。有効期限が7月31日の認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き必要な方は、保健センターで申請してください。また、現在お持ちでない方も新たに発行することができますので、保健センターで申請してください。

なお、限度額認定証は、①70歳未満の方全員、②70歳以上75歳未満の方で所得が一定の条件を満たす方に発行できます。詳しくは、保健センターにお問い合わせください。

▼問

保健福祉課  
国保医療グループ  
☎62・5110

第29回 歯っぴいライフ

8020募集中心！  
8020（ハチマルニイマル）運動とは

歯・口の健康は、食事や日常生活の楽しみなど、生活を営むうえで重要な役割を担っており、心身ともに健康な生活を送るための大切な要素となります。そこで、福島県と福島県歯科医師会では、「80歳で20本の歯を残そう」を生涯の健康目標とする8020運動の一環として、現在十分機能している歯を20本以上保持している80歳以上の方に認定証を交付します。20本以上ご自身の歯が残っている方は奮ってご応募ください。なお、令和4年度から対象を「80歳以上の方

から」その年度に80歳になった方に変更します。80歳以上の方は早めにご応募ください。

【対象者】

- ①福島県内に住民票があり、かつお住まいの方
  - ②昭和15年6月30日以前に生まれた80歳以上の方
  - ③十分に機能している自分の歯が20本以上ある方
- ※すでに「歯っぴいライフ8020」認定証をお持ちの方は対象となりません。

【募集期間】

令和2年6月1日（月）～  
令和2年10月31日（土）

【応募方法】

募集期間中にかかりつけ歯科医院（福島県歯科医師会会員）に応募することを申し出て歯と口の健診を受けてください。健診は無料です。

【認定証の交付】

所定の要件を満たした応募者全員に「歯っぴいライフ8020」の認定証を交付します。なお、認定証については福島県歯科医師会からご本人へ郵送します。（令和3年1月下旬予定）

▼問

福島県保健福祉部  
健康づくり推進課  
☎024・521・7640